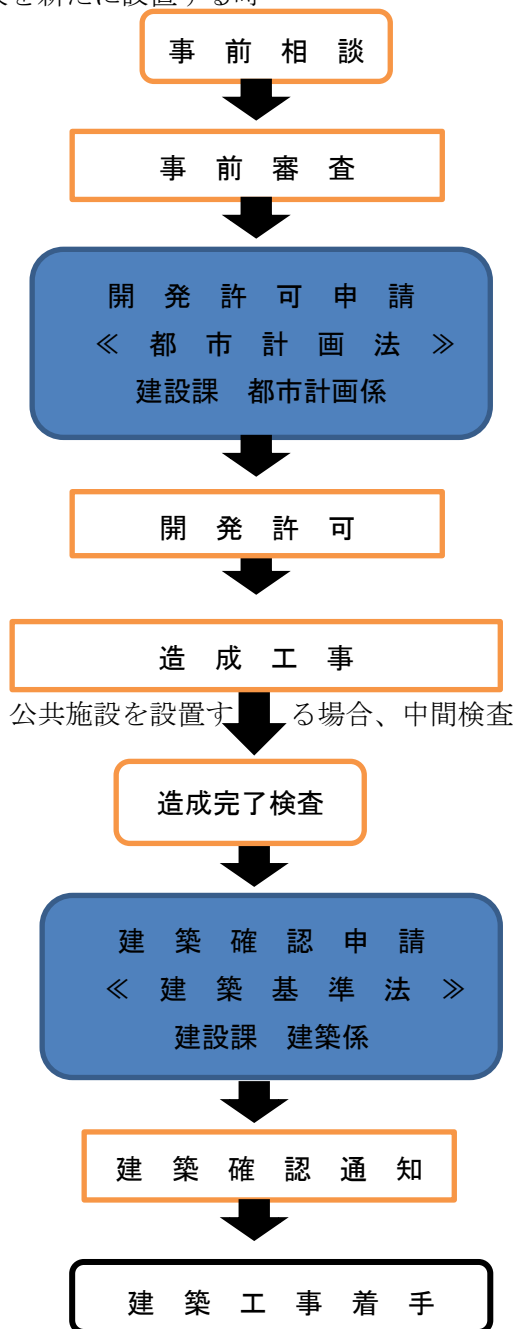


開発行為に伴う許可申請等の手続き

□手続きの流れ

○開発行為（造成工事を伴う場合）

- ・土地の切盛がある時
- ・農地転用がある時
- ・道路などの公共施設を新たに設置する時



※農地を利用する場合、別に農地転用の許可が必要です。

□ 公共施設の管理者の同意等（法第32条）

開発許可申請をしようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者などと協議をし、同意を得なければなりません。

■公共施設の管理者

- (1) 道路—建設課管理係
- (2) 公園—公園緑地推進室
- (3) 水道・下水道—環境水道課
- (4) 河川—建設課管理係
- (5) 消防水利—消防本部

■その他必要と思われる主な協議先

- (1) 農地転用—農業委員会
- (2) 埋蔵文化財—教育委員会
- (3) 大規模店舗の立地
—商工観光労政課

□ 開発行為の許可の内容変更手続（法第35条の2）

開発行為の許可を受けた内容を変更する場合には、変更許可に係る手続を行わなければなりません。

■変更許可が必要な開発行為

- (1) 開発区域の位置、区域、規模の変更
- (2) 予定されている建築物または特定工作物の用途を変更
- (3) 開発行為に関する設計の変更
- (4) 工事施行者の変更
- (5) 開発行為の種類の変更
- (6) 立地の基準およびその理由の変更
- (7) 資金計画の変更を行う場合

■変更届が必要な開発行為

- (1) 予定建築物の敷地の形状の変更
- (2) 工事施行者の変更（名称、住所の変更に限る。）
- (3) 工事の着手または完了予定年月日の変更

□ 開発行為の廃止（法第38条）

許可を受けた開発行為を廃止する場合は、開発行為に関する工事の廃止届出書に必要な書類を添付し、提出しなければなりません。

□ 工事完了検査前の中間検査

開発行為において新たに道路が設置される場合には、路盤工事完了後でアスファルトの舗装前に、道路（当該道路に下水道管を設置している場合は、その下水道管も含む）の中間検査を受けなければなりません。

□ 工事完了検査（法第36条）

開発行為に関する工事が完了したときは、許可を受けた者は完了届を提出して検査を受けなければなりません。

□ 工事完了公告前の建築等の承認（法第37条）

開発行為に関する工事の完了公告があるまでの間は、建築物の建築等を行うことができません。ただし、八雲町長が支障ないと認める場合は、建築等の制限を解除することができます。（例：主に業務用の建築物等であり、建築工事と宅地造成と切り離して施行することが不適當な場合）

※なお、これらの基準により制限解除を受けて建築する場合であっても、当該開発行為に関する工事の完了公告があるまでは、当該建築物の使用はできません。